

ご利用について

サービス利用の流れ

1. 申請

信楽学園は、児童福祉法による福祉型障害児入所施設です。当学園でのサービスの利用にあたっては、申請手続きが必要です。

子ども家庭相談センターに、障害児施設給付費の支給申請を行ないます。

※申請書は、子ども家庭相談センターへ郵送または持参で提出してください。

2. 支給決定

子ども家庭相談センターから「障害児施設給付費支給決定通知書」と「受給者証」が保護者に交付されます。

3. サービスの利用

保護者は施設に「受給者証」を提示し、施設と利用に関する契約を結び、サービスの利用を受けます。

4. 負担金の請求

サービスを提供した施設から保護者に、その月分の利用者負担額（原則：施設を利用した費用の1割+食費等実費）を計算した請求書が届きます。

5. 負担金の支払い

保護者は、請求のあった施設に利用者負担額を支払います。

子ども家庭相談センターへ相談をお願いします。

滋賀県中央子ども家庭相談センター

TEL : 077-562-1121

滋賀県彦根子ども家庭相談センター

TEL : 0749-24-3741

滋賀県大津・高島子ども家庭相談センター

TEL : 077-548-7768

体験入園も実施しています。

中学校を通してお申し込み下さい。

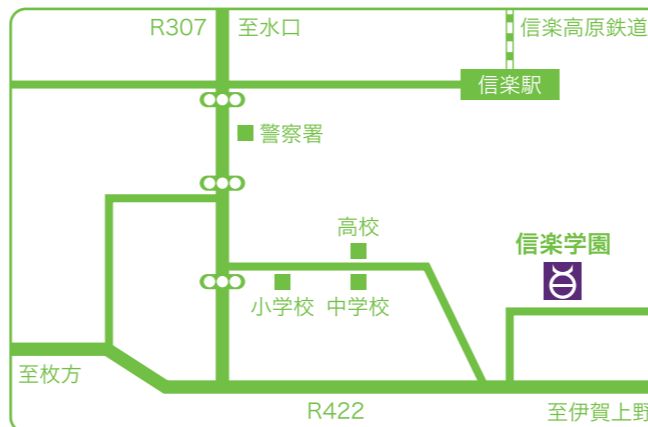
ご不明な点があればお気軽にご連絡下さい。



社会福祉法人 グロー



URL <http://www.glow.or.jp>



滋賀県立 信楽学園

☎ 0748-82-0051

〒529-1812 滋賀県甲賀市信楽町神山470

FAX : 0748-82-0050

E-mail : shigarakigakuen@glow.or.jp

滋賀県の指定管理によって社会福祉法人グロー (GLOW) が運営しております。



滋賀県立
信楽学園

生きることを助ける
glow
社会福祉法人 グロー